

京都府警察本部告示 第 48 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について
公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第1項の規定に基づき、次のと
おり告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

京都府警察本部長

警視監 吉越 清人

- 1 聴聞の期日 令和 7 年 5 月 14 日
- 2 聴聞の場所 京都府宮津市字鶴賀 2 1 5 1
京都府宮津警察署 講堂